

令和8年度 第1回 袖ヶ浦市地域総合支援協議会

1 開催日時 令和8年6月25日（木） 午前10時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階 3-1会議室、3-2会議室

3 委員名簿

会 長	関口 幸一	委 員	関口 三枝子
委 員	手塚 正二	委 員	平島 吉隆
委 員	松橋 達也	委 員	井上 光孝
委 員	清川 織恵	委 員	並木 美幸
委 員	清水 由明	委 員	本田 とよ子
委 員	小野 隆司	委 員	山上 拓也
委 員	田中 敦則		

（欠席委員）

副会長	石井 啓	委 員	剣持 敬太
委 員	星野 恵美子	委 員	大熊 賢滋
委 員	近藤 英子	委 員	池田 美里
委 員	岩井 慎也		

4 出席職員

障がい福祉課	課長	成清 和弘
	支援班長	作本 祐美子
	支援班総括社会福祉士	石井 尚美

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 議 題

- （1）役員の選出について
- （2）袖ヶ浦市地域総合支援協議会について
- （3）袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）の見直し並びに袖ヶ浦市障がい福祉計画（第8期）及び袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第4期）の策定について
- （4）基幹相談支援センターの機能強化について
- （5）その他

議 事

発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局（作本）	開 会 定刻となりましたので、ただ今より、令和８年度第１回袖ケ浦市地域総合支援協議会を開会いたします。 本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。ただ今の出席委員は１３名であり委員の過半数が出席していますので、袖ケ浦市地域総合支援協議会設置要綱第６条第２項に規定するとおり、会議が成立したことをご報告いたします。なお、石井委員、剣持委員、星野委員、大熊委員、近藤委員、池田委員、岩井委員から欠席のご連絡をいただいていることも併せてお伝えいたします。 次に、本日の会議は袖ケ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき公開となっており、傍聴の受付を行いました。傍聴の申し込みはありませんでしたのでご報告申し上げます。 また、会議の公開にあたり本日の協議会は会議録作成のため録音させていただき、要点筆記により取りまとめ会議録を公開させていただきますので、ご了承ください。 続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。机上に配付させていただきました資料ですが、次第、議題２、議題３－１、議題３－２、議題３参考資料、議題４となります。不足等はありませんか。 では、次第に沿って進めさせていただきます。 それでは、ただ今より、袖ケ浦市地域総合支援協議会委員の辞令を交付させていただきます。 粕谷市長から、席次の順に委員の皆様へ辞令を交付いたします。 （各委員に辞令を交付） 続きまして、粕谷市長よりご挨拶申し上げます。 （市長挨拶） 事務局（作本） ありがとうございました。本日の会議が、委員改選後にお集まりいただく初めての会議となりますので、席次順に順次自己紹介をお願いいたします。 各委員 （委員自己紹介）

事務局（作本）	ありがとうございました。引き続き、本日出席しております職員を紹介いたします。
事務局職員	（職員自己紹介）
事務局（作本）	粕谷市長は公務がございますので、ここで退席させていただきます。
事務局 （成清課長）	これより議事に入ります。 本協議会の議長につきましては、袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第6条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますが、現時点では会長が選出されておられませんので、私の方で仮の議長を務めさせていただきます。 お手元の次第に沿って進めさせていただきます。初めに、議題1の「役員の選出について」を議題といたします。 袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱第5条の規定により、協議会に会長及び副会長を委員の互選により選出することとなっております。選出方法についてはいかがいたしましょうか。
清川委員	事務局に案があれば、お願いしたいと思います。
事務局 （成清課長）	ただ今、事務局に案があればというご発言をいただきました。委員の皆さまにご異存が無いようであれば、事務局からの案があれば説明願います。
事務局（作本）	事務局といたしましては、地域総合支援協議会の発足以来、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉、また地域総合支援協議会の実務者会においても中心的な役割を果たし、ご尽力いただいている前会長の関口幸一委員及び本日欠席しておりますが、前副会長の石井啓委員に継続してお願いできないかと考えております。
事務局 （成清課長）	ただ今、事務局から、会長に関口委員、副会長に石井委員との案が提示されましたが、皆様いかがでしょうか。
各委員	「異議なし」の声
事務局 （成清課長）	それでは、ご異議が無いようでしたら、皆さま賛成ということで、会長に関口幸一委員、副会長に石井啓委員と決定させていただきます。関口会長からご挨拶をいただきたいと思います。
関口会長	（挨拶）

事務局 (成清課長)	ありがとうございました。それでは、会長が決定いたしましたので、ここからの議事進行につきましては関口会長にお願いいたします。関口会長には議長席へご移動をお願いいたします。
関口会長	それでは、早速、議事に入ります。議題２の「袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成について」事務局より説明をお願いします。
事務局（作本）	――議題２「袖ヶ浦市地域総合支援協議会等の構成について」の説明――
関口会長	ありがとうございました。何か確認したいこと、ご質問がありましたら挙手にてお願いします。 (松橋委員挙手)
関口会長	松橋委員、お願いします。
松橋委員	私はこの協議会の運営に初めて関わらせていただきます。市原市では同じような委員を務めてきましたが、一つ確認したいのが、この委員の委嘱についてです。２０名以内で組織するということですが、委員は次に掲げるもののうち、市長が委嘱するという表記がございますが、この２０名の方というのは、例えば公募の委員も含まれているのかなど、その選び方についてお尋ねしたいと思います。どのような形でこの委員が選ばれていくのかそのプロセスを教えてください。
関口会長	松橋委員からの質問に対し、事務局より回答をお願いします。
事務局	それでは説明させていただきます。 こちらの協議会委員の選定に当たりましては、第３条で規定されている各分野から委員をお願いしております。 その上で障害者支援関係機関関係者、障害者支援関係機関以外の福祉機関関係者、ここでいう（２）及び（３）につきましては、袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会の方に推薦をお願いしまして委員の方を推薦をいただいているところです。 また（４）から（７）については、それぞれ君津健康福祉センター、社会福祉協議会、行政ということで、それぞれの分野から１名ないし２名を選出いただいて、人数を割り振っております。また（１）の障害者本人及びその家族並びに関係団体関係者につきましては、まず障害者本人につきましては、手塚様が今回も委員をお引き受けいただいたのでお願いしております。 また、その家族並びに関係団体というところにつきましては、手をつなぐ育成会の方に推薦をお願いしまして担っていただいている状況となっております。

	現在、20名を定員としており、それぞれの分野から選出していただいたところ、余剰枠がなかったことから公募という形はとっておりませんでした。こちらについては、協議会の中で公募枠があった方がいいのではないかというご意見等があれば、見直しを考えていきたいと考えているところでございます。
関口会長	他に、ご質問などありますか。
関口会長	他に無いようでしたら、次の議事へ移ります。それでは、議題3「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）の見直し並びに袖ヶ浦市障がい福祉計画（第8期）及び袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第4期）の策定について」事務局より説明をお願いします。
事務局（作本）	――議題3「計画の策定概要と策定スケジュール」の説明――
関口会長	ありがとうございました。何か確認したいこと、ご質問がありましたら、挙手にてお願いします。 （井上委員挙手）
関口会長	井上委員、お願いします。
井上委員	私はこの会の下部組織だと認識しているんですが、実務者会というのがありますよね。その実務者会のところには様々な関係者の方々が集まって検討を進めています。私はその実務者会の中で検討された内容や課題が出されて、それがこの総合支援会議の中で発表されて報告されるということでしたよね。課題やそのあたりの論点整理がある程度出てきて、そしてこれが福祉計画等に反映されているというように思っていたのですが、説明を聞くと実務者会からの意見聴取や反映というのが見えてこなかったのですがその辺りの説明をお願いします。
関口会長	井上委員からの質問に対し事務局より回答をお願いします。
事務局	今おっしゃっていただいたように、この下部組織として実務者会では様々な分野の方がご参加いただき、複数のチームにわかれて課題の検討を行っていただいております。 障がい者福祉基本計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の立ち位置としまして、障がい者福祉基本計画については、現場での課題や見直し、また利用者さん側の新しい取り組み等がもしあれば、それを記載していきます。要は市・行政が行うべきこと、また民間の各事業者さんへお願いしていかなければいけないこと、そう

	いったものを基本計画の方で記載をしていくという流れになります。 今回新しく作る障がい福祉計画と障がい児福祉計画につきましては、この袖ケ浦市内でどのような規模で、その障害者福祉を提供していくかという数値目標や活動目標を設定していくものとなりますので、実務者会で検討いただいている実際の課題というより、どういった事業者さんたちに協力いただいて、どこまでの規模のサービスを提供するのかを設定していくものとなりますので、実務者会で検討いただいている内容としましては、障がい者福祉基本計画の見直しの方に活用させていただきたいと考えております。 先程の説明にありましたが6年計画となりますので、障がい者福祉基本計画を策定していた当初では大量の情報を盛り込むこともできましたが、今回は幹の部分の維持のまま、新しい課題があればそれを上乘せする、もしくは解消していたらそれを減らすといった作業を行いますので、その追加や削除といった作業をやっていく中で実務者会からの意見を取り入れて進めていきたいと考えております。 (田中委員挙手)
関口会長	田中委員、お願いします。
田中委員	先ほど松橋委員からご質問いただきましたので、改めて委員の選任について、少し補足でご説明しようかと思っておりましたが、事務局から説明させていただきました要綱の中で、第6条第4項で協議会は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができると規定されております。 したがいまして、私も含めて、委員の皆様というのは、先程申し上げたそれぞれの選出区分から選出されてはいるんですけれども、必要な情報や意見等というのは、今後この計画について協議や提言をしていただくにあたって必要になってくるものもあろうかと思います。いただいたものを全て計画に反映するかどうかは別としても、今お話のありました実務者会議の中で出た意見や課題を踏まえて、それをどう計画に反映させていくのか、あとはパブリックコメントで今後最終的な形ができましたら、市民の皆様に意見を聞くことになっています。当然国の指針に基づいて計画を作っていきますので、そこから極端に外れた意見についてはあくまでも参考という形になってくるかと思いますが、色々なところで意見を伺う中で、実務者会議の中での課題や意見等があれば、それは協議会として、直接発言してもらうことや書類という形で出してもらうなど、計画にどう反映させていくのか、どういう形で計画を作っていくかというのは、この中で協議する機会があろうかと思いますので、必要であれば事務局にお声がけいただいて、その意見を出していただいて、検討させていただければと思っておりますのでご理解いただければと思います。

関口会長	他に、ご質問などありますか。 (並木委員挙手)
関口会長	並木委員、お願いします。
並木委員	5 ページの (1) のアンケート調査すが、数値目標をとるためのアンケートで、4 3 事業所に配布したアンケートで 2 2 事業所から回答があったとのことで、約半数と認識しているのですけれども、この半数の回答で計画策定に至るのでしょうか？
関口会長	並木委員からの質問に対し事務局より回答をお願いします。
事務局	今回の計画策定にあたってはコンサル事業者にも入っていただいて、そこと話し合いをしております。その中でもやはり 2 2 は少ないという意見もいただいておりますので、必要に応じて、再度お答えいただけなかった事業者さん等に声をかけさせてもらうなどの対応を図りたいと考えております。
関口会長	他に、ご質問などありますか。 (松橋委員挙手)
関口会長	松橋委員、お願いします。
松橋委員	質問ではなく、意見です。 4 ページの 3 の (2)、基本指針の見直しの主なポイント及び成果目標についてというところで、成果目標についての 2 行目、国の数値を考慮しつつ、本市の実情を勘案して設定しますとありますが、この部分が肝だと思っています。どうしても計画を立てるときに、国に右へ倣えで、国が示した枠から出られない市町村がありますが、やはり地域によって社会資源も違うしニーズも違うので、この部分が本当に一番肝になると思っていますので、この文言が入っているということは非常に心強いなというふうに思いました。
関口会長	何か事務局ありますか。
事務局	貴重な意見ありがとうございます。 こちらとしても、国の言うとおりに作るというのは実態を見ていないということになりかねないと考えておりますので、事業所の皆さんであったり利用者の皆さん

	の声というのを聞きつつ計画を進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。
関口会長	他に無いようでしたら、議題４「基幹相談支援センターの機能強化について」事務局より説明をお願いします。
事務局（石井）	――議題４「基幹相談支援センターの機能強化について」の説明――
関口会長	ありがとうございました。何か確認したいこと、ご質問がありましたら挙手にてお願いします。 （松橋委員挙手）
関口会長	松橋委員、お願いします。
松橋委員	そもそも基幹相談支援センターの現在の体制とそれに対する行政の関わりの度合い、市がどの程度関与されているのかというところを今一つ理解できていないところがありますので、現状の体制がどうなっているのか、それに対して今回からこういうふうになりますという、ご説明をいただいた方がわかりやすいかなと思いますのでよろしくお願いします。
関口会長	松橋委員からの質問に対し事務局より回答をお願いします。
事務局	それでは事務局よりご説明します。 昨年度までは基幹相談支援センターの職員は１名配置という形でしたが、今年度より１名増加ということで、毎日２名配置した形になっております。障がい福祉課の隣の部屋が相談室となっておりまして、相談員だけだと難しい相談があった場合には随時一緒に話を聞いたり、その場で一緒に対応を考えたりといったこともしております。また週１回程度、個別支援会議ということで、基幹の相談と個別のケースについて必要な検討を持つという機会を持っております。
松橋委員	基幹の相談員は施設協の方ですか？
関口会長	えがお袖ヶ浦です。それとは関係ありません。
松橋委員	この基幹の相談員は市の職員の方ですが？直営ですか？
事務局	市から委託をしております。

松橋委員	その方が今まで1名だったものが2名になりますよということですね。市の職員が基幹の担当として1名だったのが市も2名になったとのことですね。
事務局	市は1名で、私が主にやっておりますが、私に対応できない時にもう1人の社会福祉士も合わせて対応しながら、常にバックアップを取れるような体制で動いております。
松橋委員	ということは、官民で繋がってしっかりと対応できているということですね。
事務局	基幹相談センターで判断できる内容はもちろん責任を持ってお願いしているところではありますが、やはりどうしても相談の中で複雑化しているものや、重層的なケースであったりすると、市の方から、例えば別の課に繋いだりというような形で連携を取れるようにサポートをしています。
松橋委員	理解できました。ありがとうございます。 (清川委員挙手)
関口会長	清川委員、どうぞ。
清川委員	ケアセンターさつきの清川です。実際に基幹にいる職員さんは何人ですか？日替わりでいろんな方がいらっしゃいますが、何人おりますか？
事務局	主に今年度は基本的には2名なので、2名はほぼ固定という形にはなっております。
清川委員	2名は分かりましたが、全員で何人いるんですか？
関口会長	もしかしたら、えがおと混同されていらっしゃるかもしれないですね。
事務局	今は4名の方が2名ずつ来ていただいています。
清川委員	そのうち主任は何名いらっしゃいますか？
事務局	主任はいまはおりません。
清川委員	わかりました。ありがとうございます。

	(井上委員挙手)
関口会長	どうぞ。
井上委員	今のところで、基幹相談センターはえがおと認識していたのですが、会長は違うと言っていて、今こちらの話を聞いてると、どうやらそれはえがおで、そこら辺がよくわかりません。
事務局	補足の説明をさせていただきたいと思います。 まず基幹相談支援センターとえがお袖ヶ浦は、別の組織体という形になっております。まず、えがお袖ヶ浦の方から説明させていただきます。えがお袖ヶ浦につきましては、先ほど冒頭触れました施設連絡協議会へお願いしている事業所という形になっております。立ち位置としては、相談支援事業所ということで相談業務を請け負ってもらおうということで、市から委託をしているということになっています。 それとは別に各相談支援事業所の連絡相談先として設置するために基幹相談支援センターを設けておりまして、そこが同じ場所にあるので、ちょっと混同しやすい部分があるのですが、基幹相談支援センターと相談支援事業所えがお袖ヶ浦、それぞれが運用されているという状態になっております。 そこにいる方々を、基本的には別で人数が配置されておりまして、えがおは日々1人の方が配置されるようにして、基幹相談支援センターが2名配置されているので、同じ場所に3名の方が実際いるような形にはなっております。
井上委員	ありがとうございます。
関口会長	他にご質問などありますか。 他に無いようでしたら議題5「その他」事務局から何かありますか。
事務局	それでは事務局よりご連絡いたします。 会議録作成について、開会時に事務局よりお伝えいたしましたが、会議録を事務局の方で作成し委員の皆様へ送付いたしますので内容をご確認の上、修正等ありましたらご連絡いただければと思います。皆様の確認が終わりましたら、公開させていただきたいと思います。 次に、今年度の総合支援協議会の日程についてお知らせします。次回、第2回の総合支援協議会は10月5日（月）午前10時からを予定しております。次回会議には、計画策定業務を委託している事業者の参加を予定しております。その後については、先ほどのスケジュールをご確認いただければと思いますが、状況により書面開催も検討しておりますのでよろしくお願いいたします。

関口会長	ありがとうございました。これですべての議題が終わりましたので議長の任を解かせていただきます。皆さまご協力ありがとうございました。
事務局（作本）	関口会長、ありがとうございました。 以上をもちまして袖ヶ浦市地域総合支援協議会を閉会いたします。本日は長時間にわたる慎重審議、誠にありがとうございました。

令和 8 年度 第 1 回袖ヶ浦市地域総合支援協議会

日時 令和 8 年 6 月 2 5 日（木）

午前 1 0 時 0 0 分から

場所 袖ヶ浦市役所北庁舎 3 階

会議室 3 - 1、2

次 第

1 開会

2 辞令交付

3 市長あいさつ

4 出席者自己紹介

5 議題

（1）役員の選出について

（2）袖ヶ浦市地域総合支援協議会について

（3）袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第 4 期）の見直し並びに

袖ヶ浦市障がい福祉計画（第 8 期）及び袖ヶ浦市障がい児

福祉計画（第 4 期）の策定について

（4）基幹相談支援センターの機能強化について

（5）その他

6 閉会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【抜粋】

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

○袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定により、障害者又は障害児への支援体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定により、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、袖ヶ浦市地域総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し提言する。

- (1) 相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関すること。
- (2) 相談支援機能強化事業による相談支援体制に関すること。
- (3) 社会資源の開発、改善に関すること。
- (4) 複数の支援が必要な事例への対応に関すること。
- (5) 障害者の雇用促進に関すること。
- (6) 袖ヶ浦市障害者福祉基本計画及び袖ヶ浦市障害福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (8) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者本人及びその家族並びに関係団体関係者
- (2) 障害者支援関係機関関係者
- (3) 障害者支援関係機関以外の福祉機関関係者
- (4) 保健、福祉及び医療機関関係者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 雇用機関関係者
- (7) 行政機関関係者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。又、解職後も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、委員であることにより知り得た個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び袖ヶ浦市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第16号）に定めるところにより個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第４期）

袖ヶ浦市障がい福祉計画（第８期）

袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第４期）

策定概要

袖ヶ浦市 福祉部

障がい福祉課

袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第４期）の見直し並びに 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第８期）及び 袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第４期）の策定について

１．そでがうら・ふれあいプランの概要

本市では、障がいのある人の生活を支える総合的な計画として、令和６年３月に「そでがうら・ふれあいプラン」を策定し、様々な事業を推進してきたところです。本プランは「袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第４期）」、「袖ヶ浦市障がい福祉計画（第７期）」、「袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第３期）」を一体的に策定したものです。

なお、その位置付けと役割は次のとおりです。

■計画の法的位置付けと役割

	法的位置付け	計画の役割
障がい者福祉基本計画（第４期）	○障害者基本法第１１条第３項の規定による「市町村障害者計画」	○障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定するもの
障がい福祉計画（第７期）	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第８８条第１項の規定による「市町村障害福祉計画」	○障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもの
障がい児福祉計画（第３期）※	○児童福祉法第３３条の２０第１項の規定による「市町村障害児福祉計画」	○障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定める「障がい児福祉計画」を包含して策定

※障がい児福祉計画は、児童福祉法の改正に伴い、市町村は厚生労働大臣の示す基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保、その他障がい児相談支援の円滑な実施に関して定めるものです。

また、障害者総合支援法第８８条第６項の規定により、障がい福祉計画と一体のものとして作成することができます。

2. 障がい者福祉基本計画（第4期）の見直し並びに障がい福祉計画（第8期）及び障がい児福祉計画（第4期）の策定

（1）策定作業について

各計画における作業内容は次のとおりです。

1 袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画（第4期）…中間見直し

障がい者施策推進のための指針であるとともに、企業や各種団体などが自主的かつ積極的な活動するための指針となることから、本市における障がい者施策の取組状況や課題等を整理し、更なる障がい福祉の充実に向けた取組を進めるため、必要な見直しを行います。

2-a 袖ヶ浦市障がい福祉計画（第8期）…策定

障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とし、国の基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき、「①障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項」「②各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」「③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などについて定めます。

2-b 袖ヶ浦市障がい児福祉計画（第4期）…策定

障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、基本指針に基づき、「①障がい児通所支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項」や「②各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込み量」などについて定めます。

（2）計画期間について

障がい者福祉基本計画及び障がい福祉計画（障がい児福祉計画を包含）の計画期間は以下のとおりです。

■計画期間

策定作業							
	～令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者福祉 基本計画	第3期 (平成30年度から6年間)	第4期（中間見直し） (令和6年度から6年間)					
障がい福祉計画	第6期	第7期			第8期（策定）		
障がい児福祉計画	第2期	第3期			第4期（策定）		

3. 各計画の策定に当たっての考え

障がい福祉計画（第８期）及び障がい児福祉計画（第４期）の策定に当たっての基本的な考えを示します。

（１）障がい福祉計画（第８期）及び障がい児福祉計画（第４期）の策定に係る基本指針について

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針に即して、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものとなります。

（２）基本指針の見直しの主なポイント及び成果目標について

本市が策定する障がい福祉計画（第８期）及び障がい児福祉計画（第４期）へ基本指針に即した項目を盛り込むとともに、成果目標については国の数値を考慮しつつ本市の実情を勘案して設定します。

基本方針における主な見直しのポイント及び成果目標は、参考資料「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要を参照してください。

4. 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施について

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に係る検討の基礎とするため、障がい福祉サービスを提供する事業所に対し、アンケート調査を実施しました。

■ アンケート調査の方法

調査対象者	障害福祉サービスを提供する市内事業所
調査方法	LoGo フォームによるオンラインアンケート
調査期間	令和8年5月8日から20日まで
配布数	43事業所

※アンケートは現在集計中

(2) 計画の策定体制について

計画の策定等に当たっては、障がいのある人の福祉に関する施策を総合的かつ効果的に策定するため、庁内関係各課の長で構成した「袖ヶ浦市障がい者福祉計画等検討委員会」において検討及び調整を行った後、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」へ計画案等を示し、計画内容を協議します。

その後、千葉県の意見を聴き、庁内の重要施策を審議する会議体である政策会議等での審議を行い、パブリックコメントを実施し、必要に応じて市民の意見を計画に反映させて策定作業を進めていきます。

≪ 議題2 資料抜粋 ≫ ■ 袖ヶ浦市地域総合支援協議会

設置根拠	袖ヶ浦市地域総合支援協議会設置要綱
趣旨	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場を確保します。
協議事項	相談支援体制の状況把握、評価及び整備方策に関することや袖ヶ浦市障害者福祉基本計画及び袖ヶ浦市障害福祉計画の策定及び見直しに関すること、また障害を理由とする差別の解消に関することなどについて協議をします。
委員	委員20名以内で構成 (障がいのある人やその家族等、障がい者団体(身体・知的)、医療関係者、特別支援学校、障がい福祉サービス提供事業所、介護施設、保育施設、民生委員児童委員協議会、商工会、社会福祉協議会、関係行政機関など)

(3) 計画策定等のスケジュールについて

現時点において、「袖ヶ浦市障がい者福祉計画等検討委員会」は4回、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」は5回の実施を予定しており、「袖ヶ浦市地域総合支援協議会」の実施時期及び検討内容については次のとおりです。

■袖ヶ浦市地域総合支援協議会スケジュール（予定）

開催	実施時期	検討及び調整内容
第1回	令和8年6月25日	◇計画概要、スケジュールについて
第2回	令和8年10月5日	◇アンケート及び基礎データ、評価結果、骨子案、数値目標について
第3回	令和8年11月13日	◇計画案について
第4回	令和9年1月26日	◇パブリックコメントの結果報告、修正案について
第5回	令和9年3月16日	◇計画最終案について

[illegible]

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月31日に告示。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・ 希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・ 施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・ 入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・ 就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・ インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・ のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・ 強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・ のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・ 医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・ 協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・ 介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・ 人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・ 障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・ 就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・ 障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・ 障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・ 様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・ 意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・ 意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・ 障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・ 高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・ 住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・ 地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・ サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・ 重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・ 自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・ 希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・ スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・ 災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・ 施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市） **【新規】**

⑤ 地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】**

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
 - 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
 - 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
 - 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための

生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
 - 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

袖ヶ浦市基幹相談支援センターの機能強化について

機能強化に向けた新たな取り組み

◎基幹相談支援センターの配置人員を1名増員

→今年度より、専門的職員として、社会福祉士、精神保健福祉士又は保健師等を2名以上配置。うち1名は、主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師もしくは精神保健福祉士等であって、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者を選任することを規定。

◎地域生活支援拠点の運用に向けた話し合い

→市と基幹相談支援センターにて、緊急時の受け入れや相談受付等、地域の体制づくりについて、月1回話し合いを実施。今後は地域の事業所に向けて、地域生活支援拠点事業に関する説明の場を設ける予定。

◎地域総合支援協議会実務者会の事務局受任

→地域の障害福祉に係る課題に対応する地域総合支援協議会実務者会の事務局を基幹相談支援センターにて担うことにより、基幹相談支援センターによる地域づくり機能の強化につなげていく。

◎（仮称）袖ヶ浦市ひきこもり支援連携ネットワークの事務局担当

→地域総合支援協議会実務者会おとなチームをサポートするために、基幹相談支援センターにて（仮称）袖ヶ浦市ひきこもり支援連携ネットワークの事務局を担当。



今後の課題に向けたさらなる支援

◎虐待通報件数の増加

→障害者の権利擁護に対する理解を深めるための普及啓発活動として、「障害者虐待を知る・深める・つなげる研修会」を基幹相談支援センター主催で地域の事業所に向けて実施予定。

◎医療的ケア児に関する支援

→医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関する業務を行うこと、医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者の配置に努めるとともに、未修了の専門職にあっては、医療的ケア児等コーディネーター養成研修に参加するよう努める。

◎基幹の運営について見直し

→従来の障害福祉制度だけでなく、医ケア、難病、高次脳機能障がいなどにも対応できる体制を整備する必要がある。年々相談者が増加しており、遠隔相談にも対応できるよう、Web 会議システム及び予約システムの導入を図ることを含め、来庁困難者等への対応も可能な体制を整備することとしたい。